



れいわ ねん がつ  
令和7年4月

## しょう 令和7年度 タブレット使用のルール

おのみちしきょういくいいんかい  
尾道市教育委員会

### 1 もくてき 目的

- ◇ 学校で貸し出すタブレットは、学習活動で使うことが目的です。学習活動に関するのみに使用しましょう。
- ◇ タブレットを使用し、「もの」を大切に、「人」を大切に（思いやる）ことのできる自分に成長させていきましょう。

### 2 しょう ばめん 使用する場面

- ◇ 学校で使います。（休み時間に使用できるのは、先生の許可があったときだけです。）
- ◇ 自宅で使います。
- ◇ 放課後子ども教室や放課後児童クラブ等の公共施設で使います。

### 3 あんぜん つか 安全に使うために

- ◇ 学校では先生の指示を聞いて使います。
- ◇ 自宅では、おうちの人との約束を守って使います。
- ◇ 持ったまま走ったり、地面に置いたりしないようにしましょう。
- ◇ タブレットは水分や暑さに弱いです。湿気の多いところや日差しの強い場所で長時間使いません。
- ◇ 自宅で使うときや持ち運びするときには、食べ物や水分がこぼれたり、かかたりしそうな場所に置かないようにしましょう。
- ◇ 使用後は、必ずログアウトしましょう。
- ◇ アカウントやパスワードを人に教えてはいけません。
- ◇ アカウントやパスワードは、学習目的以外で使用してはいけません。
- ◇ カメラで人を撮るときは相手の許可をもらいます。
- ◇ 個人情報（名前や住所、電話番号など）の入力や自分や他人の顔写真などを許可なく掲載してはいけません。
- ◇ 学習に不必要な言葉の検索やサイトの閲覧はしません。（ゲーム・アニメなど）
- ◇ 著作物（写真・イラスト）、動画、ゲームのダウンロードはしません。著作物かどうか分からないときは、先生などに相談しましょう。



- ◇ 相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることは絶対に書き込みません。
- ◇ 先生が知らないところでコメントの書き込みやメッセージのやりとりはしません。
- ◇ 広告などをクリックしないようにしましょう。あやしいサイトに入ってしまったときは、すぐに画面を閉じ、先生やおうちの人に知らせましょう。
- ◇ タブレットは他のパソコンや外部記録媒体に接続しません。また、許可なくアプリケーションをインストールしません。
- ◇ タブレットは借り物です。次に使う人のことを考え、本体にシールをはったり、傷つけたりしてはいけません。(保護シートは除きます)
- ◇ 故障に気付いたら、すぐに担任の先生に知らせましょう。

#### 4 健康のために

- ◇ タブレットを使うときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように(目と画面の距離は40cm以上)気を付けましょう。
- ◇ 1時間以内に、10~15分間の休憩をとって連続で使用しないようにし、疲れたときは、目を休めるようにしましょう。
- ◇ 就寝時間の30分前には、タブレットの使用をやめるようにしましょう。

#### 5 持ち帰りや使用上の注意

- ◇ 自分に割り当てられたタブレットだけ、使い(持ち帰り)ましょう。(友達のタブレットは使用しません。)
- ◇ タブレットは、必ず保護できる袋などに入れたうえ、ランドセルに入れ、ログアウトした状態で持ち帰りましょう。(登下校中にランドセルから出しません。)
- ◇ 持ち帰った次の登校日には、ログアウトした状態で必ず忘れずに持ってきてましょう。
- ◇ 次の登校日の利用に備えて、必ず充電をして持ってきてきましょう。
- ◇ タブレットは借り物です。勝手に設定を変えません。
- ◇ 使用状況は、尾道市教育委員会で管理しています。
- ◇ 使用の仕方の問題があるときは、使用できなくなることがあります。



#### 6 こまったときは、すぐに先生に知らせましょう。

タブレットは、尾道市からの借り物です。今後の使用においてもルールが増えたり、変わったりすることがあります。みんなでタブレットを「安全・安心・快適」に使用できるルールを考えていきましょう。